

損害賠償専決処分について

平成29年4月14日午後1時15分ごろ市内芦名1丁目183番4道路上において、教育委員会の小型貨物自動車が駐車中の軽貨物自動車に接触して車両を破損させた事故について、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成18年横須賀市条例第58号）の規定により、市長は専決処分を行い、下記のとおり示談を締結し、損害賠償として132,646円を支払ったことを報告します。

なお、地方自治法第180条第2項の規定により市議会定例会に報告することを併せて報告します。

記

相手方	内 容
市外の事業者	相手方の車両を破損させたことについて、損害賠償として、132,646円を支払いました。